

津波災害対策編

第1部 災害予防計画	P
------------	-------	---

津波災害対策編

第1部

災害予防計画

第1章 計画的な津波対策の推進

(県危機管理局、県県土整備部、県生活環境部、関係機関)

第1節 基本方針

この計画は、県、市町村、防災関係機関等が津波対策を計画的に推進することにより、津波災害から県民の生命・身体、財産を守ることを目的とする。

県は、東日本大震災の甚大な津波被害を踏まえて、平成23年7月に「鳥取県津波対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、「鳥取県地震防災調査研究報告（平成17年3月報告）」で公表した津波被害想定を見直し、新たな断層モデルによる津波浸水予測図や被害想定等を作成した上で、津波対策等の検討を行った。

この間に「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」（以下「津波防災地域づくり法」という。）が、平成23年12月27日に施行され、検討委員会は、法律に基づく津波浸水想定を改めて設定するまでの間は、検討委員会で公表した津波浸水予測図を「暫定の浸水予測図」として位置づけ、避難等のソフト対策に先行的に取り組むこととしてきた。

その後、津波防災地域づくり法の施行を踏まえた「鳥取県地震防災調査研究委員会」（以下「研究委員会」という。）を設置し、国が公表した新たな断層モデル及び研究委員会が設定した県独自モデルによる津波浸水想定区域の設定や被害想定を実施するとともに、平成30年3月にその結果を公表し、同法に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定について、令和元年7月に事前公表（縦覧）を行って関係市町村の意見を伺った上で、令和元年9月に7市町村（鳥取市、岩美町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、大山町、日吉津村）、令和2年2月に境港市、同年3年米子市における津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を行い、沿岸部9市町村の指定を完了した。

県、市町村、防災関係機関等は、研究委員会の検討結果及び津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を踏まえて、関係機関、県民等と協力するとともに、地震調査研究推進本部と連携して津波対策を計画的に推進することとする。

<研究委員会 津波想定部会の検討結果及び公表内容>

- 1 津波想定部会で検討を行った下記5モデルに基づく津波浸水想定区域を設定し、公表した。
 今後は、避難対策等のソフト対策に取り組む。
 - ① 日本海東縁部 F17(Mw7.78)、F24(Mw7.86)、F28(Mw7.67) (国公表モデル)
 佐渡島北方沖断層(Mw8.16) (県独自モデル)
 - ② 鳥取沖 F55(Mw7.48) (国公表モデル)
- 2 想定した5つの断層ごとにシミュレーションを実施し、津波浸水想定の結果を重ね合わせた「想定最大の津波浸水想定区域図」をもとに避難対策を行うことを基本とする。ただし、複合災害などの対策にあたっては、遠地地震と近地地震の特性を十分考慮する必要がある。
- 3 今後、予定されている市町村の避難対策の事業を進めるにあたっては、必要に応じて県等からの技術的支援のみならず、学識経験者等のアドバイスを受けながら実施することが望ましい。
- 4 今回公表した津波浸水想定区域図を含め、県が保有するデータは市町村へ提供し自由に使用できることとしている。
- 5 今後、断層モデルの見直し等、新たな科学的知見が確立された場合は、津波浸水想定区域等の見直しを適宜検討することとする。

第2節 被害想定

研究委員会で検討した津波波源の断層モデルに基づく被害想定等を「鳥取県地震津波・被害想定検討業務報告書（平成30年3月）」及び津波浸水想定区域図として取りまとめ、関係機関等に配布するとともに、県のホームページで公表している。

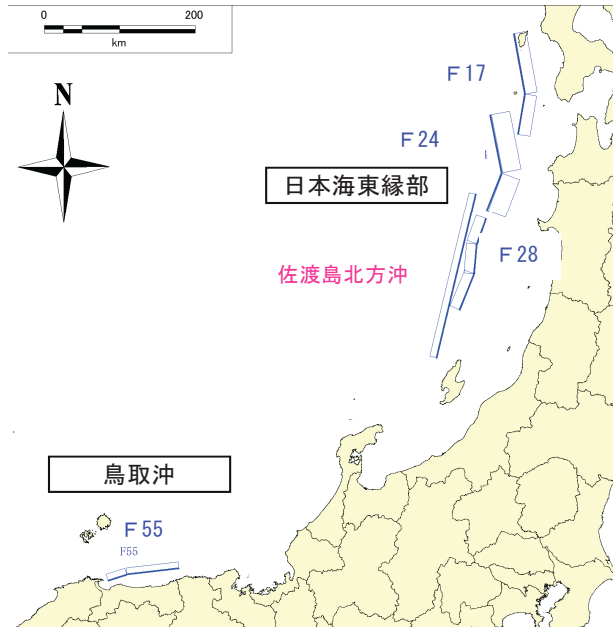
なお、今回の被害想定は、一定の条件等を設定した上でシミュレーションを行った結果であり、自然現象は、大きな不確定要素を伴うことから、被害想定には一定の限界があること、とりわけ津波災害は、波源域の場所や地形条件等により、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることに留意するものとする。

(1) 想定した津波波源の断層モデルパラメータ、位置図

○断層モデルのパラメータ

津波断層モデル No.	モーメント マグニチュード (Mw)	断層位置 緯度 (JGD2000)	断層位置 経度 (JGD2000)	上端深さ (km,TP-)	下端深さ (km,TP-)	走向 (度)	傾斜 (度)	すべり角 (度)	断層長さ (km)	断層幅 (km)	合計 断層長さ (km)	合計 断層面積 (km)	平均 すべり量 (m)
F17	7.78	41.0201	139.4058	2.8	18	10	45	106	53.9	21.5	135	2906	6.00
		41.4998	139.5198	2.8		350	45	96	81.0	21.5			
F24	7.86	40.1054	138.9259	3.9	18	21	30	74	53.7	28.2	132	3717	6.00
		40.5641	139.1542	3.9		349	30	80	77.9	28.2			
F28	7.67	40.0114	138.8859	2.3	15	200	45	115	35.7	18.0	126	2269	5.18
		39.7079	138.7422	2.3		185	45	93	39.7	18.0			
		39.3551	138.7060	2.3		202	45	118	50.9	18.0			
F55	7.48	35.7569	134.4138	1.1	15	261	60	215	69.0	16.0	95	1518	3.96
		35.6530	133.6580	1.1		249	60	215	25.8	16.0			
佐渡北方沖断層	8.16	40.3078	138.7287	0.0	15	193.3	60	90	222.2	17.3	222	3849	16.00

○県独自モデル（佐渡島北方沖）及び国モデルの位置



(2) 沿岸市町村の浸水面積、最大津波高等

○浸水面積

市町村	F17 (ha)	F24 (ha)	F28 (ha)	F55 (ha)	佐渡 北方 (ha)
岩美町	23.1	26.1	23.8	53.4	50.8
鳥取市	56.0	75.1	61.4	102.3	169.8
湯梨浜町	15.5	27.6	26.0	29.7	60.4
北栄町	12.8	16.4	15.2	16.6	52.9
琴浦町	8.5	13.1	10.1	12.1	56.2
大山町	18.0	22.0	19.7	17.9	126.1
米子市	32.2	38.4	39.0	29.7	222.1
日吉津村	2.9	2.6	3.2	2.2	29.9
境港市	29.1	35.6	43.4	246.5	398.0

○海面変動 30cm 到達時間

市町村	F17 (分)	F24 (分)	F28 (分)	F55 (分)	佐渡 北方 (分)
岩美町	100.6	93.0	87.0	5.3	77.8
鳥取市	104.5	98.0	91.5	4.9	81.0
湯梨浜町	116.1	105.3	101.6	6.4	87.0
北栄町	120.2	110.2	106.1	8.1	91.4
琴浦町	123.9	113.6	104.0	5.0	95.1
大山町	125.3	113.9	104.5	5.5	96.5
米子市	137.6	128.9	121.4	21.8	110.8
日吉津村	141.7	130.2	122.3	24.0	113.1
境港市	140.0	132.1	124.7	21.1	111.7

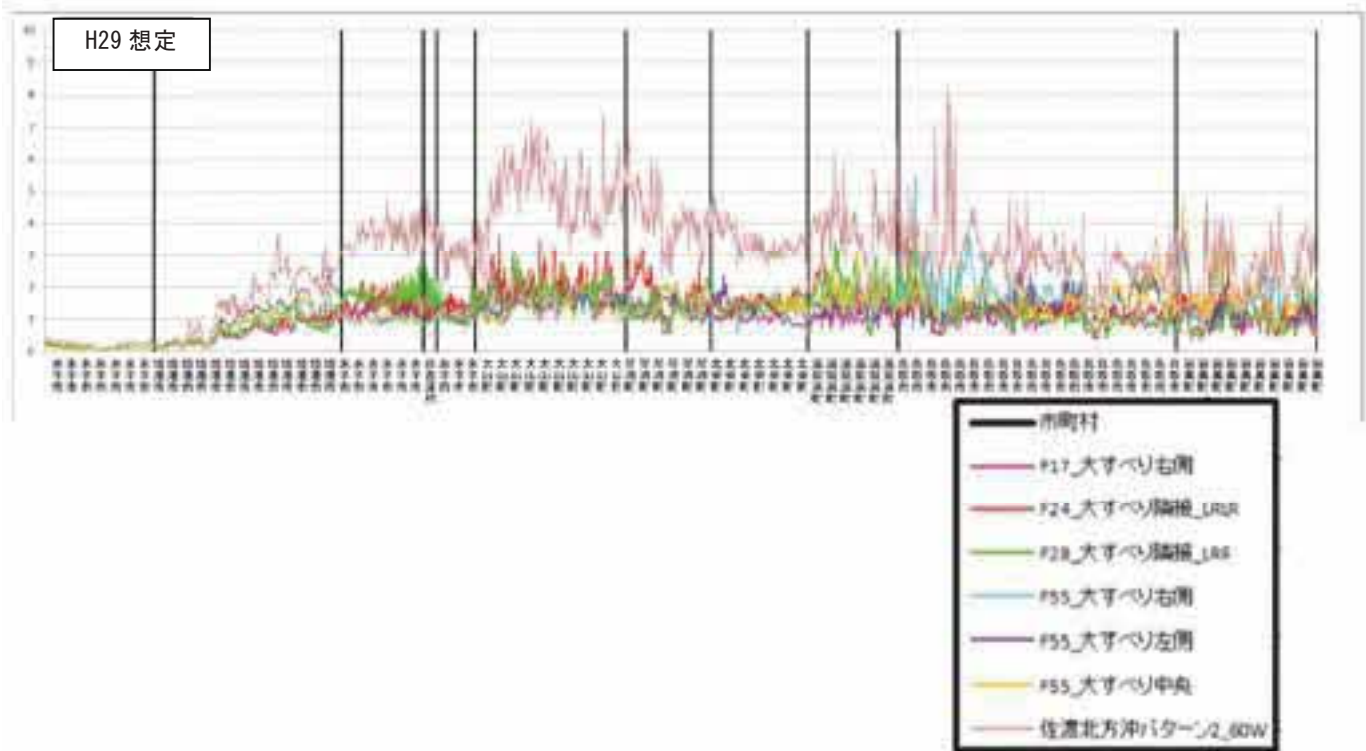
○最大津波高

市町村	F17 (m)	F24 (m)	F28 (m)	F55 (m)	佐渡 北方 (m)
岩美町	1.5	2.4	1.8	4.8	4.9
鳥取市	2.0	3.2	3.4	5.5	5.8
湯梨浜町	1.9	2.9	3.4	3.1	6.6
北栄町	1.6	2.1	2.0	2.4	4.9
琴浦町	2.0	3.2	2.3	2.1	6.7
大山町	2.5	3.6	3.2	2.3	7.4
米子市	2.6	2.6	2.8	1.7	4.7
日吉津村	2.2	1.8	2.6	1.4	4.9
境港市	1.5	1.8	1.9	2.4	3.7

○最大津波高到達時間

市町村	F17 (分)	F24 (分)	F28 (分)	F55 (分)	佐渡 北方 (分)
岩美町	114	112	152	7	85
鳥取市	139	116	123	15	132
湯梨浜町	165	122	163	18	160
北栄町	170	126	165	19	162
琴浦町	175	130	169	19	166
大山町	176	132	170	14	166
米子市	191	148	185	29	175
日吉津村	210	148	185	61	182
境港市	194	148	188	43	183

○断層別の市町村津波高



(3) 被害想定

研究委員会の被害想定部会では、F55断層及び佐渡島北方沖断層による津波について被害想定を行っている。建物被害及び人的被害を抜粋して以下に示す。その他の被害予測項目については「鳥取県地震津波・被害想定検討業務報告書（平成30年3月）」を参照のこと。

○建物被害（被害が最大となる季節・時間帯について抜粋）

F55断層 津波：大すべり右側

(棟)

市町村	建物棟数	津波	
		全壊	半壊
201 鳥取市	95,600	約 10	約 40
202 米子市	60,800	*	*
203 倉吉市	26,700	-	-
204 境港市	21,700	*	約 160
302 岩美町	7,300	*	約 10
325 若桜町	2,900	-	-
328 智頭町	5,200	-	-
329 八頭町	10,400	-	-
364 三朝町	4,400	-	-
370 湯梨浜町	9,900	*	約 10
371 琴浦町	12,900	-	-
372 北栄町	8,900	-	-
384 日吉津村	2,100	-	-
386 大山町	10,300	-	-
389 南部町	5,300	-	-
390 伯耆町	7,200	-	-
401 日南町	3,500	-	-
402 日野町	2,500	-	-
403 江府町	2,400	-	-
合計	299,800	約 10	約 220

F55断層 津波：大すべり左側

(棟)

市町村	建物棟数	津波	
		全壊	半壊
201 鳥取市	95,600	*	約 20
202 米子市	60,800	*	*
203 倉吉市	26,700	-	-
204 境港市	21,700	*	約 390
302 岩美町	7,300	*	約 30
325 若桜町	2,900	-	-
328 智頭町	5,200	-	-
329 八頭町	10,400	-	-
364 三朝町	4,400	-	-
370 湯梨浜町	9,900	*	*
371 琴浦町	12,900	-	-
372 北栄町	8,900	-	-
384 日吉津村	2,100	-	-
386 大山町	10,300	-	-
389 南部町	5,300	-	-
390 伯耆町	7,200	-	-
401 日南町	3,500	-	-
402 日野町	2,500	-	-
403 江府町	2,400	-	-
合計	299,800	約 10	約 450

*：数棟 -：被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

F55断層 津波：大すべり中央

(棟)

市町村	建物棟数	津波	
		全壊	半壊
201 鳥取市	95,600	*	約 30
202 米子市	60,800	*	*
203 倉吉市	26,700	-	-
204 境港市	21,700	*	約 230
302 岩美町	7,300	*	約 30
325 若桜町	2,900	-	-
328 智頭町	5,200	-	-
329 八頭町	10,400	-	-
364 三朝町	4,400	-	-
370 湯梨浜町	9,900	*	約 20
371 琴浦町	12,900	-	-
372 北栄町	8,900	-	-
384 日吉津村	2,100	-	-
386 大山町	10,300	-	-
389 南部町	5,300	-	-
390 伯耆町	7,200	-	-
401 日南町	3,500	-	-
402 日野町	2,500	-	-
403 江府町	2,400	-	-
合計	299,800	約 10	約 310

佐渡島北方沖津波

(棟)

市町村	建物棟数	津波	
		全壊	半壊
201 鳥取市	95,600	約 10	約 50
202 米子市	60,800	*	*
203 倉吉市	26,700	-	-
204 境港市	21,700	約 30	約 960
302 岩美町	7,300	*	約 20
325 若桜町	2,900	-	-
328 智頭町	5,200	-	-
329 八頭町	10,400	-	-
364 三朝町	4,400	-	-
370 湯梨浜町	9,900	*	約 10
371 琴浦町	12,900	-	-
372 北栄町	8,900	-	-
384 日吉津村	2,100	-	-
386 大山町	10,300	*	*
389 南部町	5,300	-	-
390 伯耆町	7,200	-	-
401 日南町	3,500	-	-
402 日野町	2,500	-	-
403 江府町	2,400	-	-
合計	299,800	約 40	約 1,000

*：数棟 -：被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

○人的被害（被害が最大となる季節・時間帯について抜粋）

F55断層 津波：大すべり右側

(人)

市町村	滞留人口	津波	
		死者	負傷者
201 鳥取市	199,000	約 10	約 10
202 米子市	150,000	*	*
203 倉吉市	57,000	-	-
204 境港市	34,000	約 10	約 50
302 岩美町	10,000	*	約 10
325 若桜町	3,300	-	-
328 智頭町	7,200	-	-
329 八頭町	14,000	-	-
364 三朝町	6,800	-	-
370 湯梨浜町	14,000	*	約 10
371 琴浦町	17,000	-	-
372 北栄町	14,000	-	-
384 日吉津村	4,900	-	-
386 大山町	15,000	-	-
389 南部町	9,100	-	-
390 伯耆町	9,500	-	-
401 日南町	5,000	-	-
402 日野町	3,900	-	-
403 江府町	3,000	-	-
合計	578,000	約 10	約 70

*： 数人 -： 被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

F55断層 津波：大すべり左側

(人)

市町村	滞留人口	津波	
		死者	負傷者
201 鳥取市	199,000	*	*
202 米子市	150,000	*	*
203 倉吉市	57,000	-	-
204 境港市	34,000	約 50	約 220
302 岩美町	10,000	*	約 40
325 若桜町	3,300	-	-
328 智頭町	7,200	-	-
329 八頭町	14,000	-	-
364 三朝町	6,800	-	-
370 湯梨浜町	14,000	*	*
371 琴浦町	17,000	-	-
372 北栄町	14,000	-	-
384 日吉津村	4,900	-	-
386 大山町	15,000	-	-
389 南部町	9,100	-	-
390 伯耆町	9,500	-	-
401 日南町	5,000	-	-
402 日野町	3,900	-	-
403 江府町	3,000	-	-
合計	578,000	約 50	約 260

F55断層 津波：大すべり中央

(人)

市町村	滞留人口	津波	
		死者	負傷者
201 鳥取市	199,000	*	*
202 米子市	150,000	-	-
203 倉吉市	57,000	-	-
204 境港市	34,000	約 30	約 110
302 岩美町	10,000	約 10	約 40
325 若桜町	3,300	-	-
328 智頭町	7,200	-	-
329 八頭町	14,000	-	-
364 三朝町	6,800	-	-
370 湯梨浜町	14,000	*	*
371 琴浦町	17,000	-	-
372 北栄町	14,000	-	-
384 日吉津村	4,900	-	-
386 大山町	15,000	-	-
389 南部町	9,100	-	-
390 伯耆町	9,500	-	-
401 日南町	5,000	-	-
402 日野町	3,900	-	-
403 江府町	3,000	-	-
合計	578,000	約 30	約 160

*： 数人 -： 被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

佐渡島北方沖津波

(人)

市町村	滞留人口	津波	
		死者	負傷者
201 鳥取市	199,000	*	*
202 米子市	150,000	-	-
203 倉吉市	57,000	-	-
204 境港市	34,000	約 60	約 300
302 岩美町	10,000	-	-
325 若桜町	3,300	-	-
328 智頭町	7,200	-	-
329 八頭町	14,000	-	-
364 三朝町	6,800	-	-
370 湯梨浜町	14,000	*	*
371 琴浦町	17,000	-	-
372 北栄町	14,000	-	-
384 日吉津村	4,900	-	-
386 大山町	15,000	-	-
389 南部町	9,100	-	-
390 伯耆町	9,500	-	-
401 日南町	5,000	-	-
402 日野町	3,900	-	-
403 江府町	3,000	-	-
合計	578,000	約 60	約 300

*： 数人 -： 被害なし

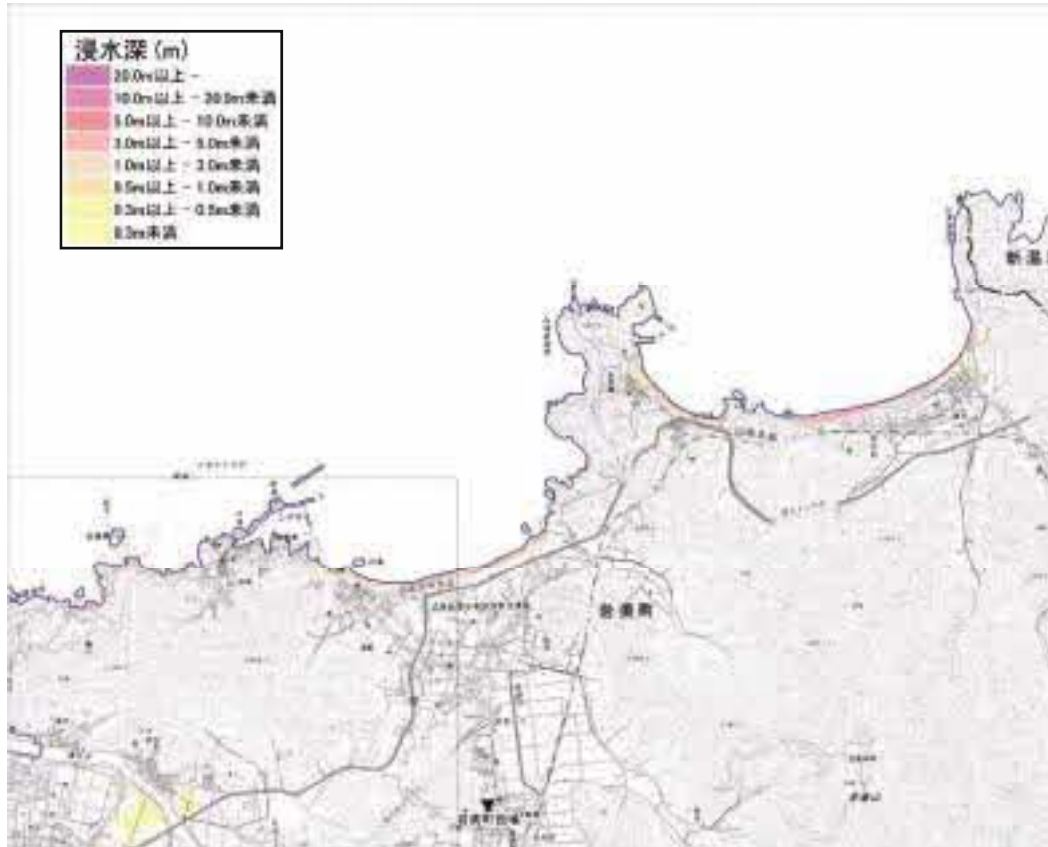
(4) 沿岸市町村の最大の浸水想定区域図

各断層モデルの浸水想定区域の最大の浸水深を示すメッシュごとに重ね合わせ、初期潮位を朔望平均満潮位 (T.P. +0.6m) とした最大の津波浸水想定区域を設定し、公表した。この津波浸水想定区域に基づき、沿岸各市町村は避難対策等を実施するが、実際に津波が発生する場合は、この想定より広い範囲が浸水したり、浸水深が深くなる場合があることに留意する必要がある。

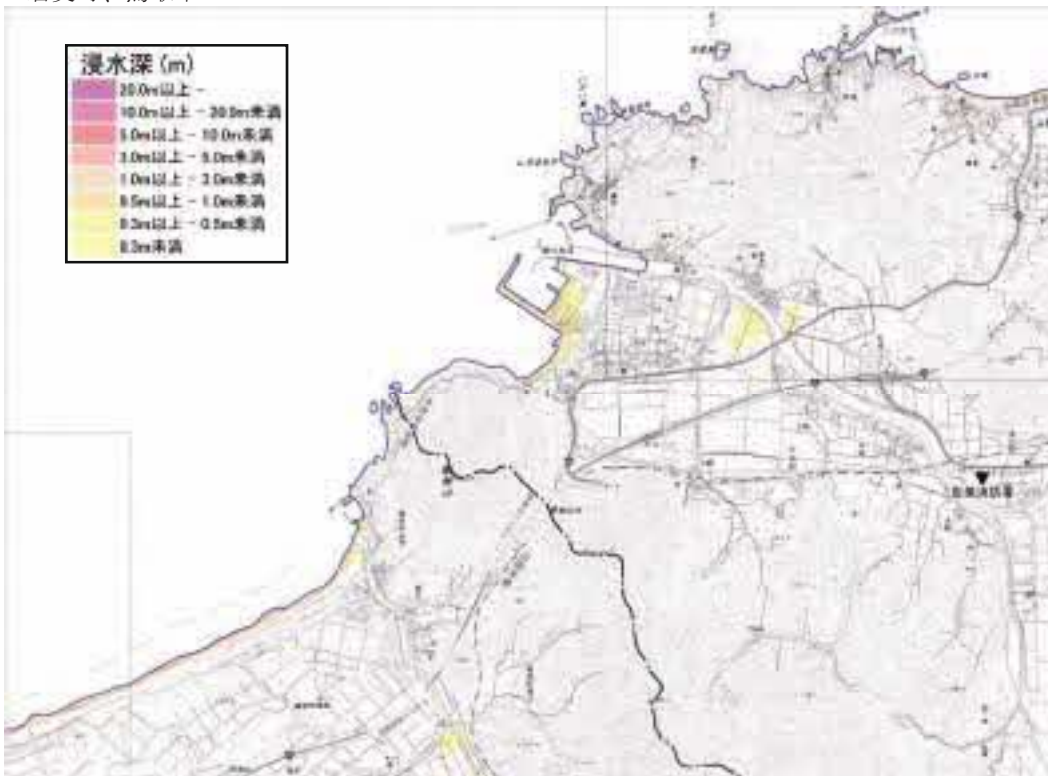
なお、本県においては、この浸水想定区域を津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域 (イエローゾーン) に指定している。

【沿岸各市町村の津波浸水想定区域図】

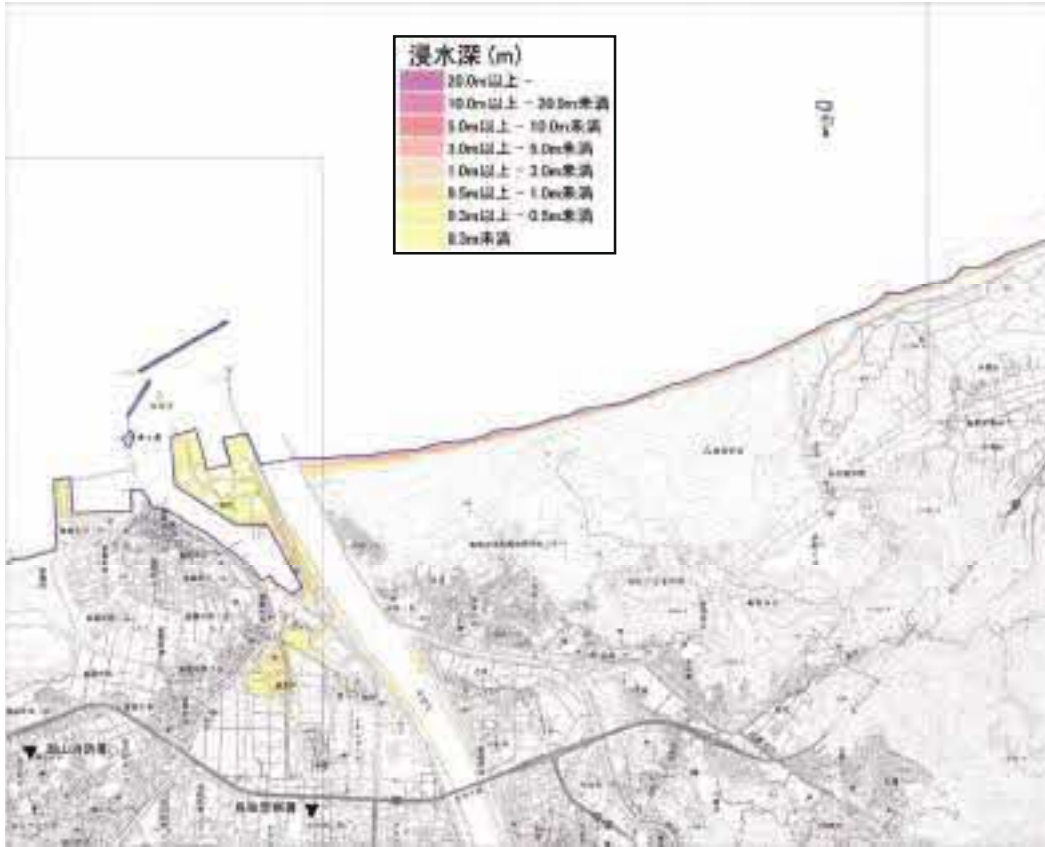
<岩美町>



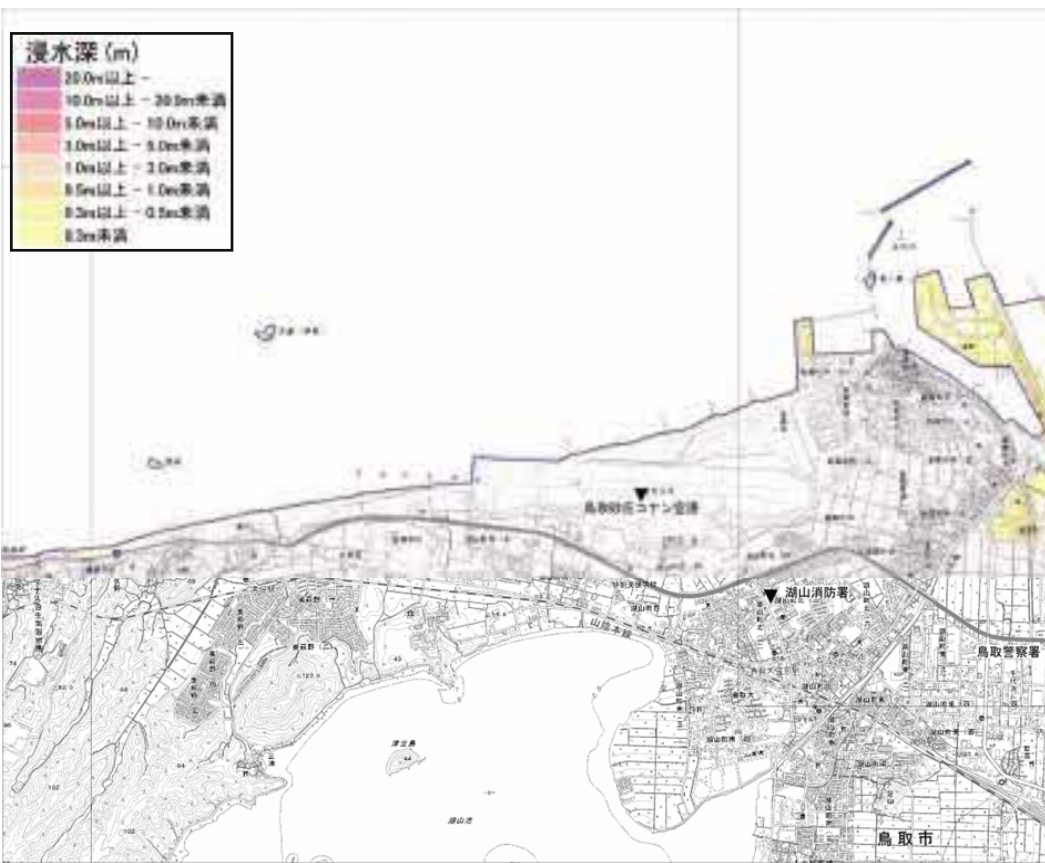
<岩美町、鳥取市>



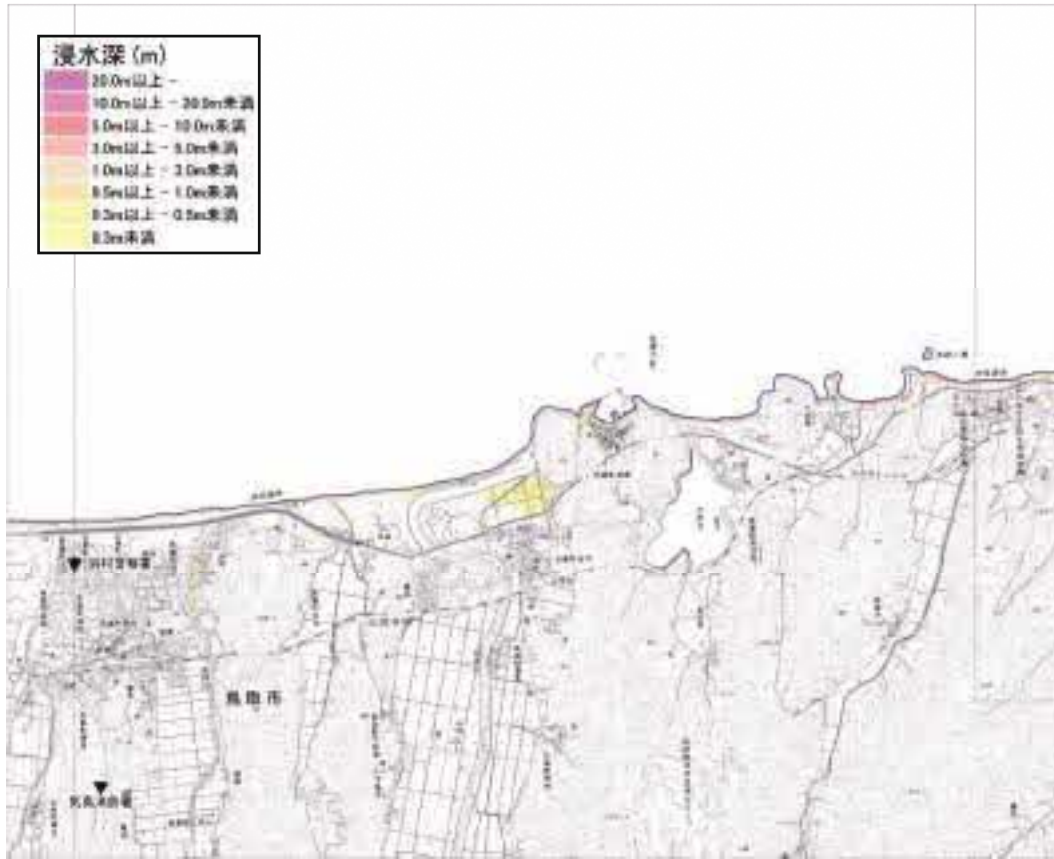
<鳥取市>



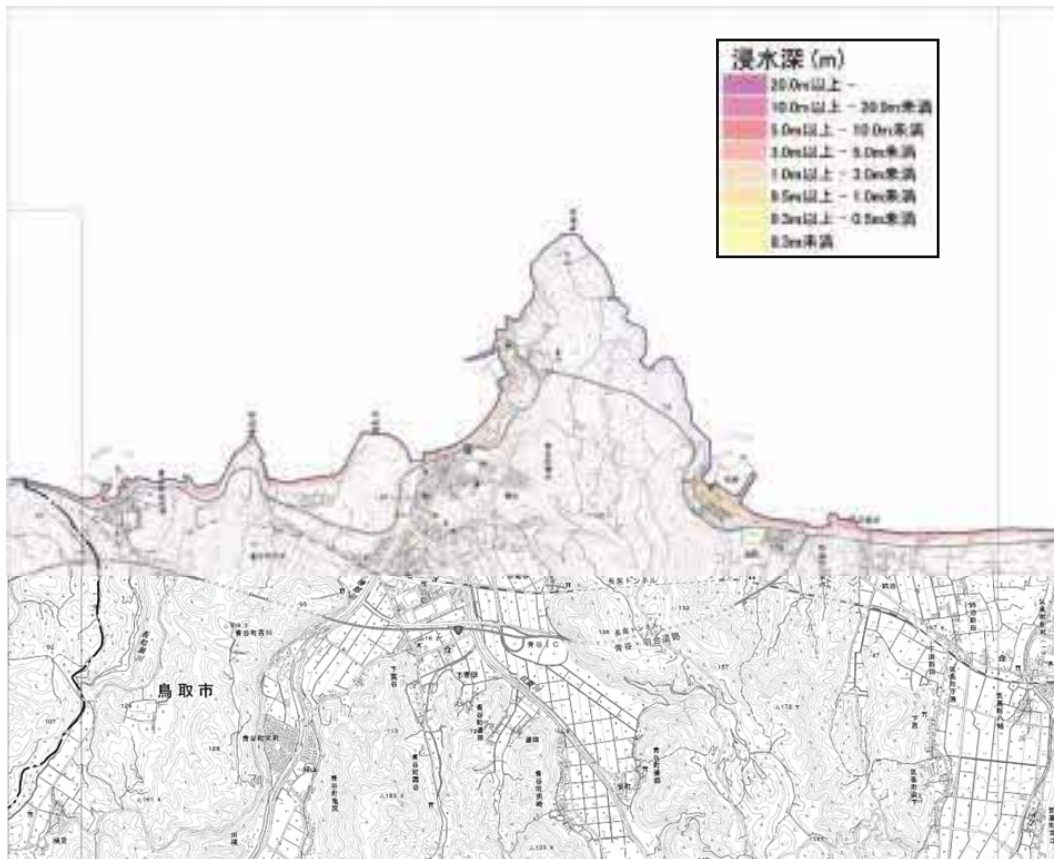
<鳥取市>



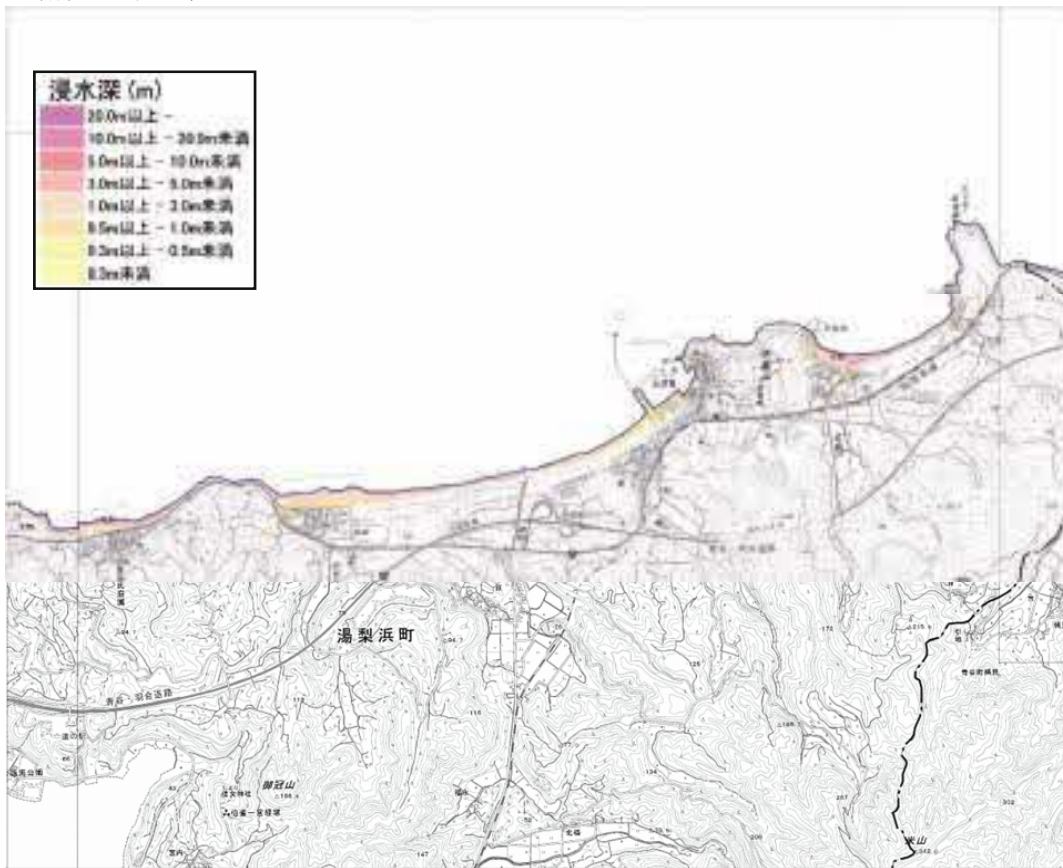
<鳥取市>



<鳥取市>



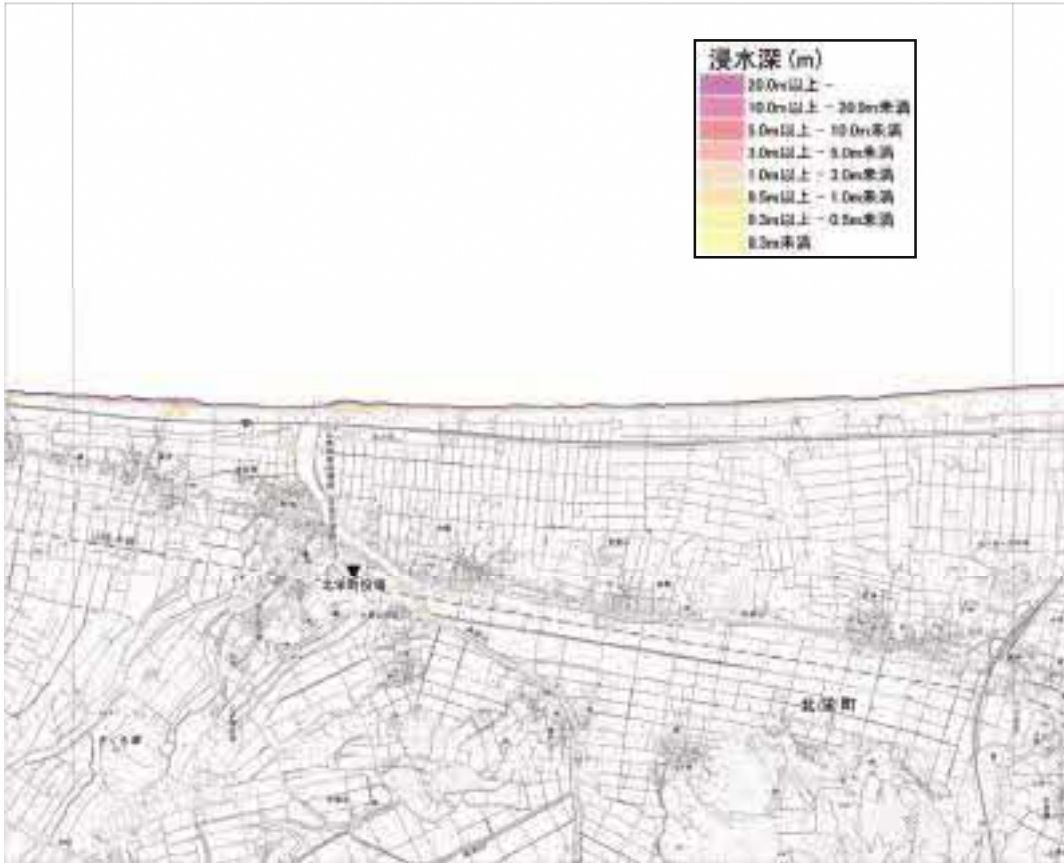
<湯梨浜町、北栄町>



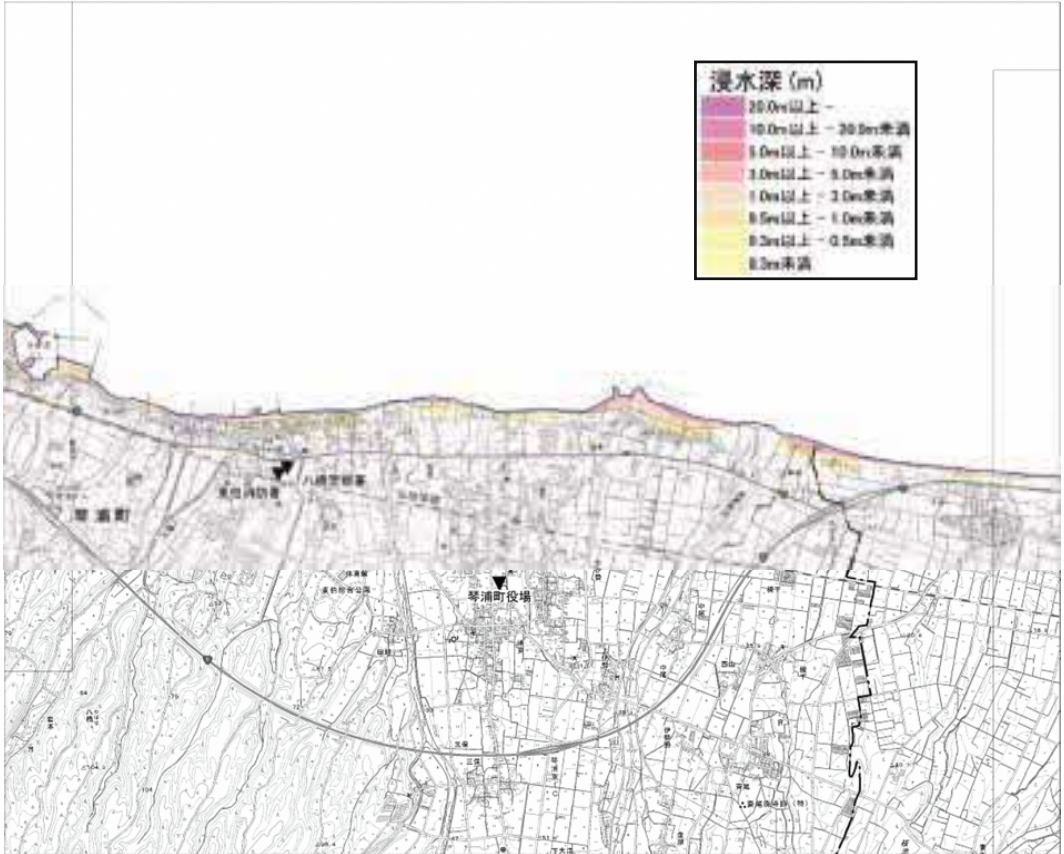
<北栄町>



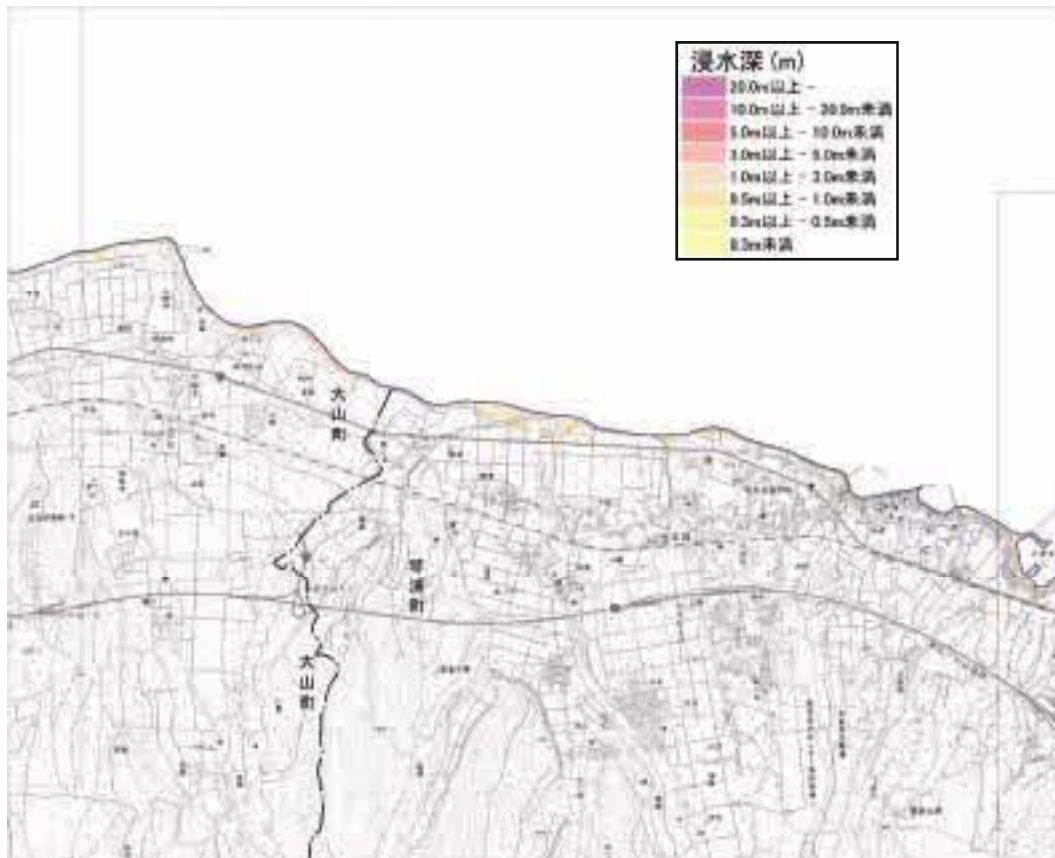
<北栄町>



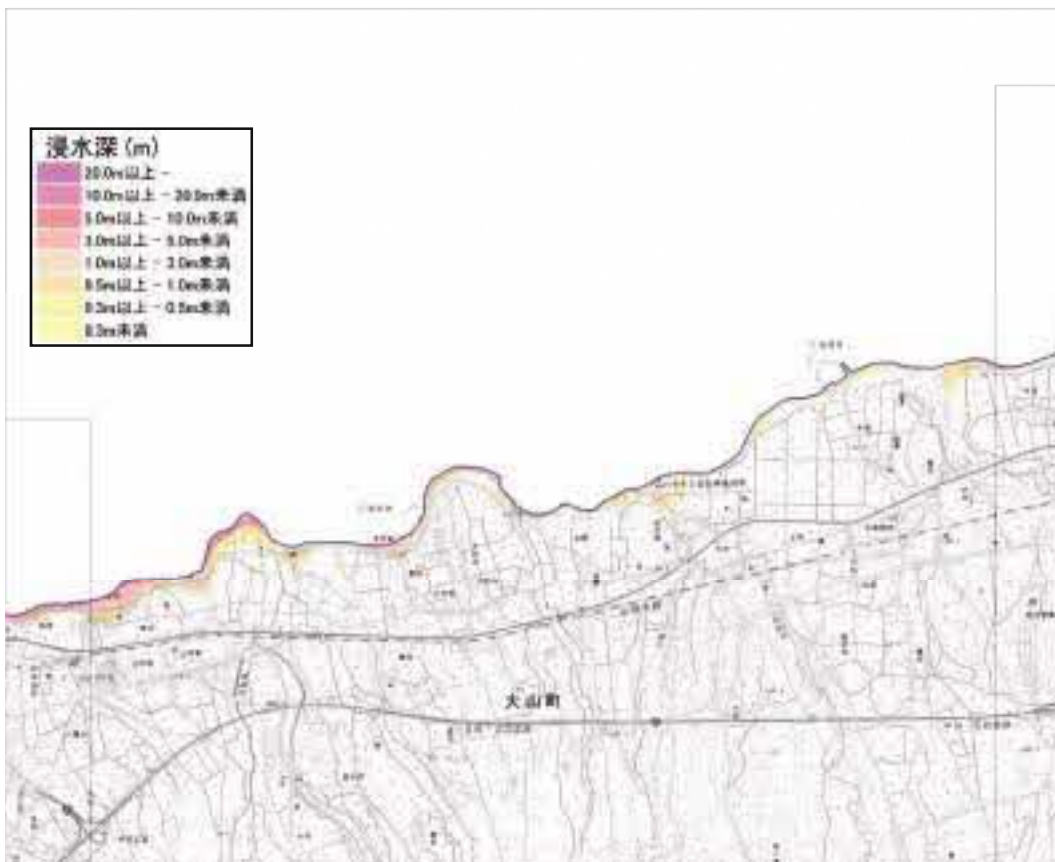
<北栄町、琴浦町>



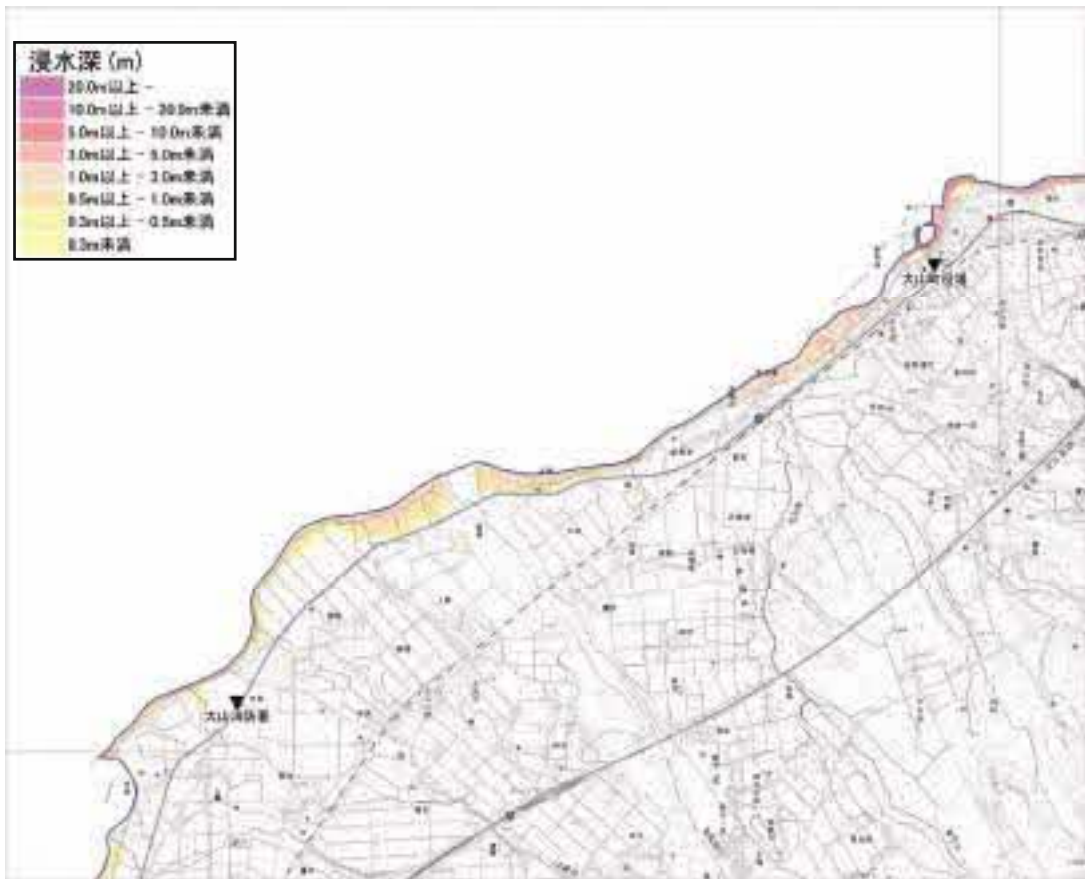
<琴浦町、大山町>



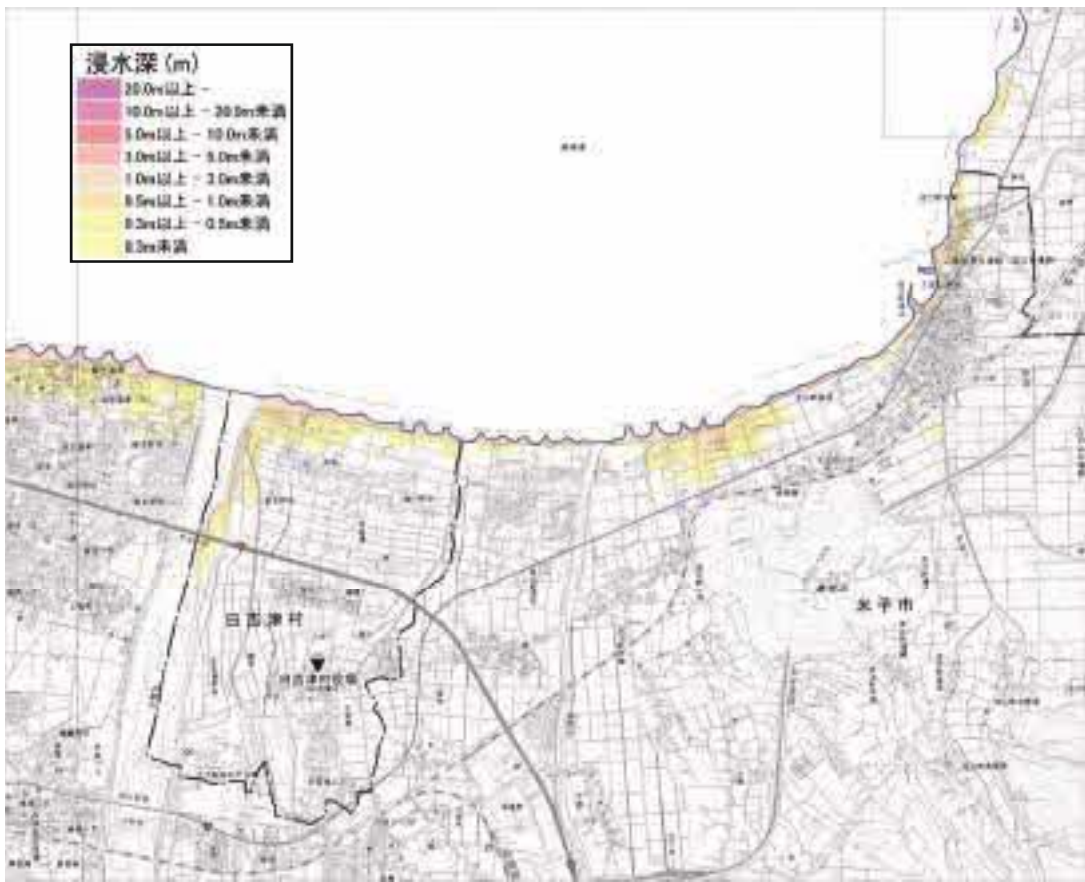
<大山町>



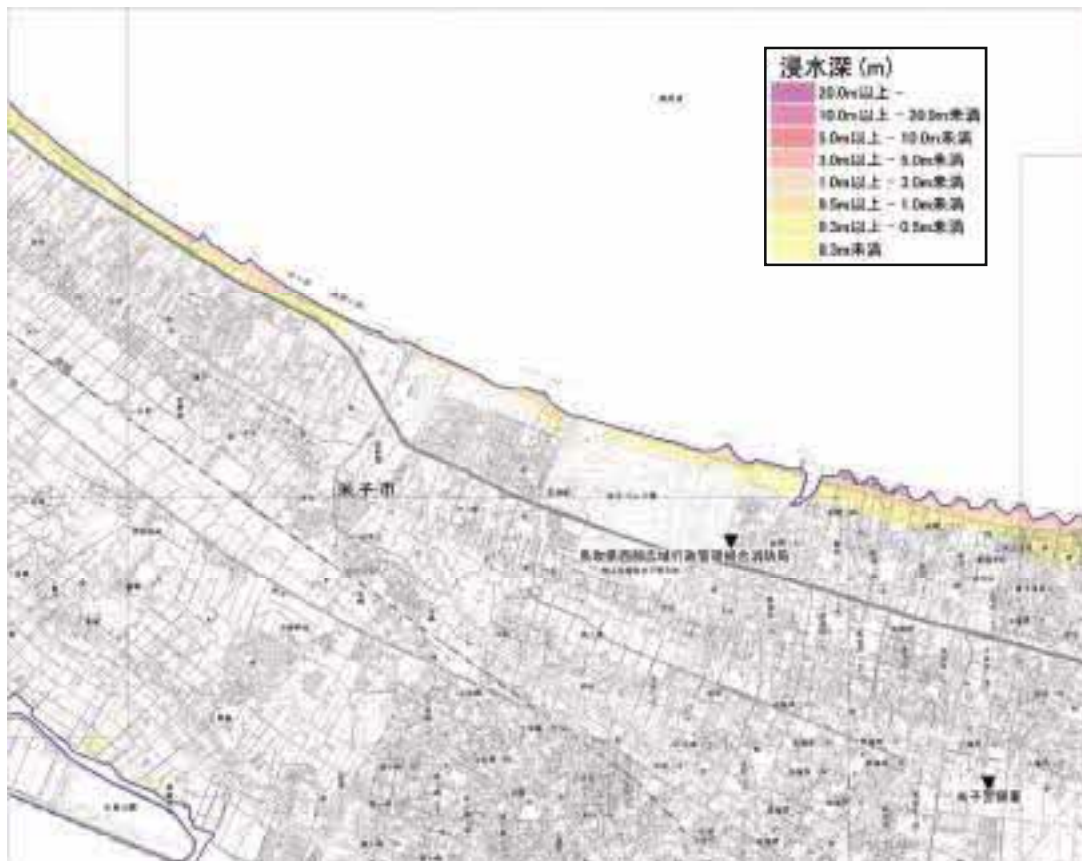
<大山町>



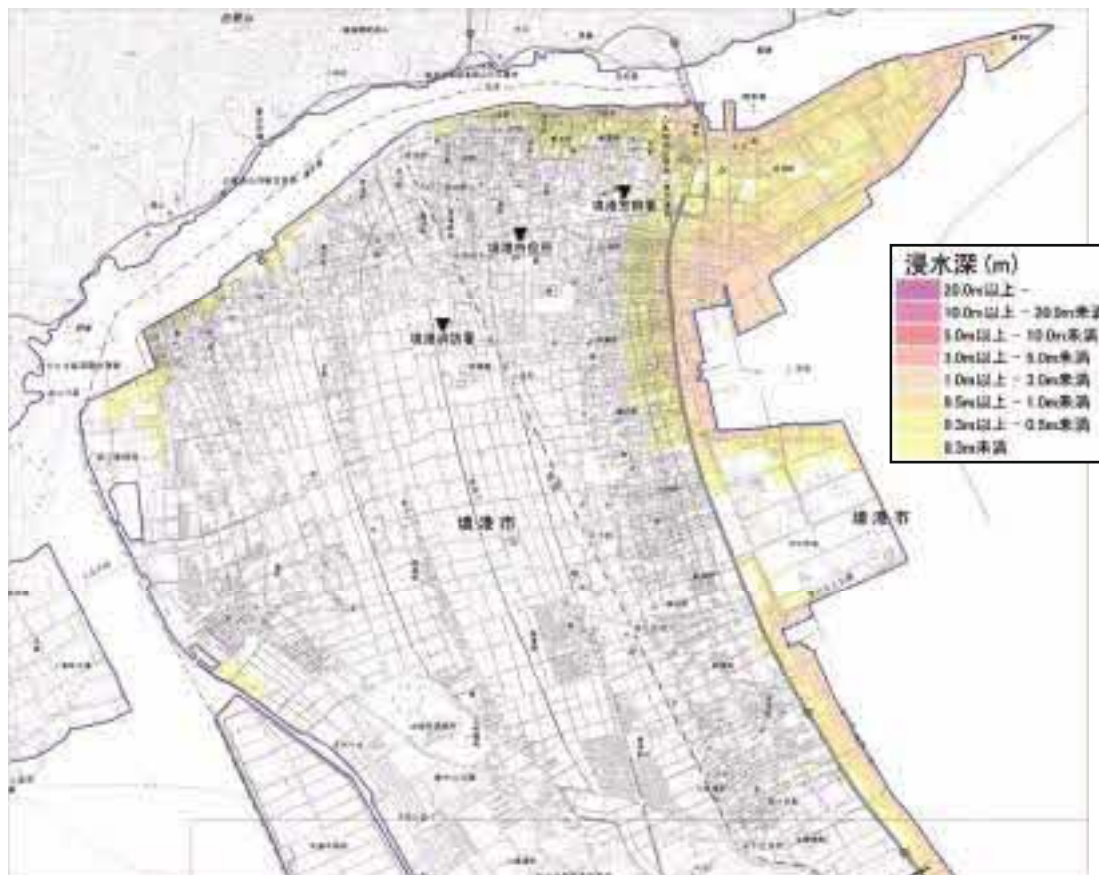
<大山町、米子市、日吉津村>



<米子市>



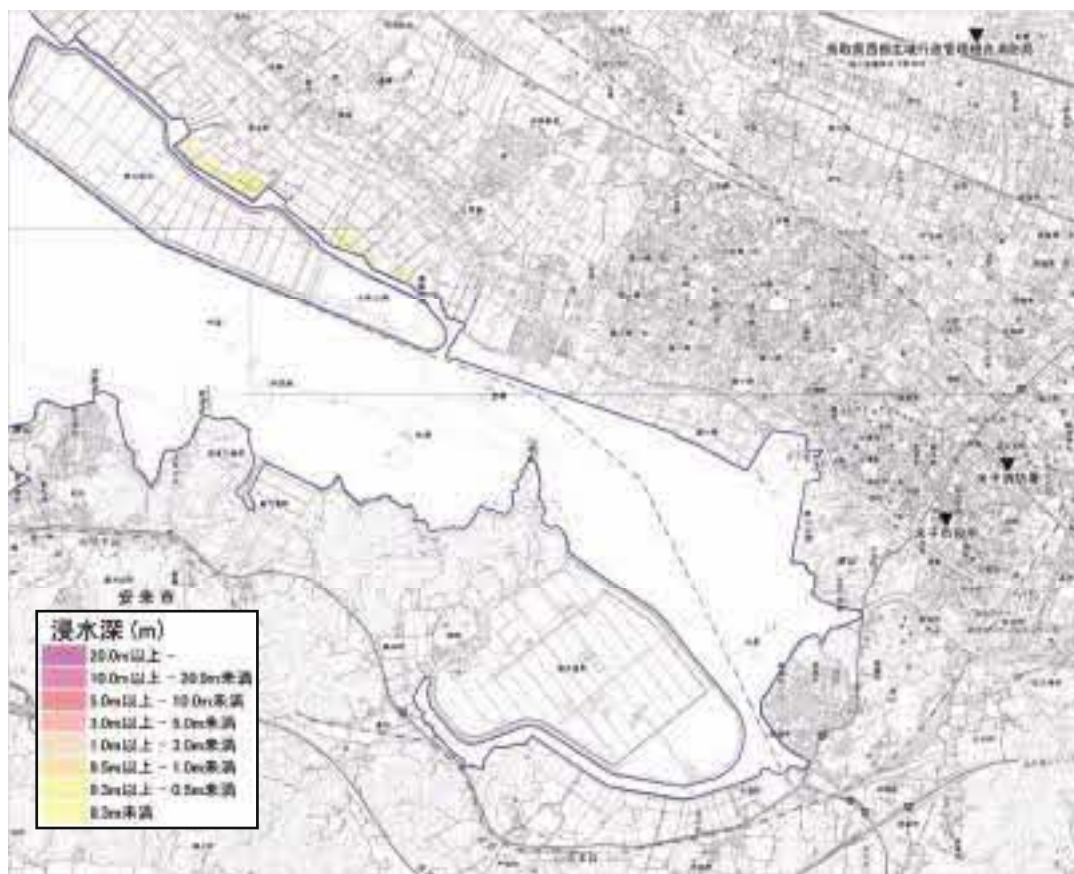
<境港市>



<境港市、米子市>



<米子市>



(5) 津波河川遡上区間計算結果

下表に河川からの越流の有無を一覧にまとめた。どのケースにおいても多少の河川遡上の発生は考えられるが、対象とした全21河川のうち、越流により浸水が広がるのは最大クラスの津波（L2）による11河川である。

【河川一覧】

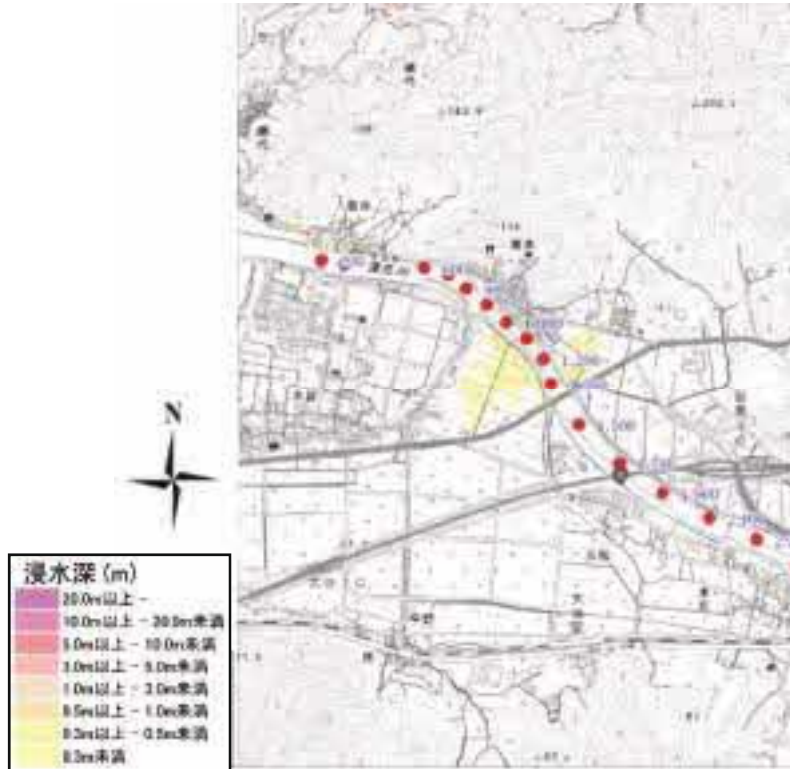
L1：比較的発生頻度の高い津波（数十年から百数十年の津波）

L2：最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害が発生する津波）

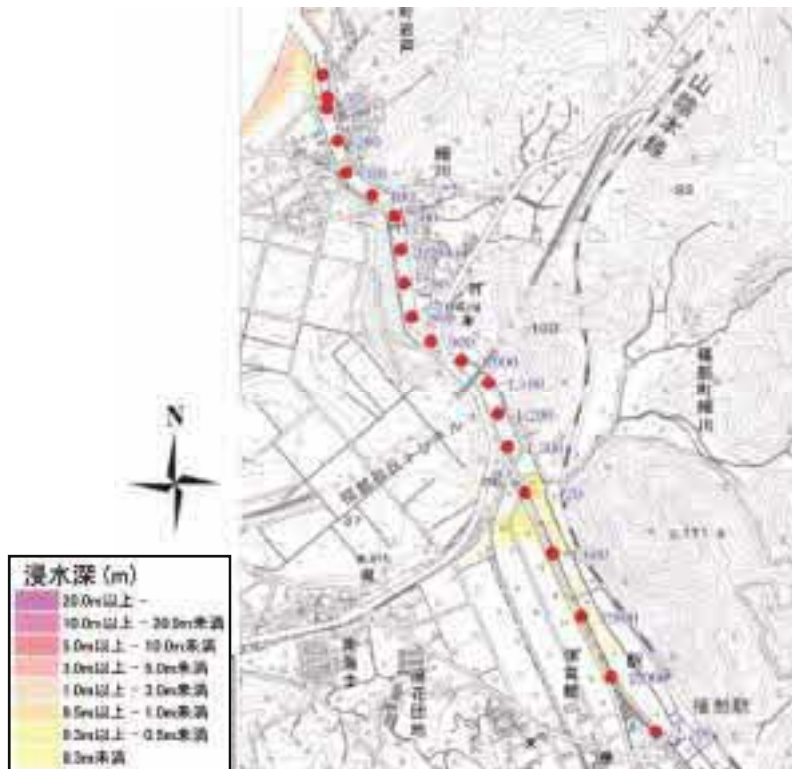
河川	浸水箇所	津波高 (m)	河川遡上による影響 : L1	河川遡上による影響 : L2
吉田川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
蒲生川	0k000～1k350	1.68	河川からの浸水はない	越流（近地）
塩見川	1k420～2k000	1.83	河川からの浸水はない	越流（遠地・近地）
袋川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
千代川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
湖山川	0k270～0k900	2.23	河川からの浸水はない	河川を遡上した津波が、湖山川に合流する大井手川、晩稲川から流入し、浸水する（遠地・近地）
河内川	0k100～0k400	1.06	河川からの浸水はない	越流（右岸の樋門が破壊され浸水が拡大）（遠地・近地）
浜村川	0k200～0k800	2.33	河川からの浸水はない	越流（遠地・近地）
永江川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
日置川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
勝部川	0k600	2.70	河川からの浸水はない	越流（遠地）
橋津川	0k100～0k400 1k200～1k700	1.70	河川からの浸水はない	越流（近地） 越流（近地）
天神川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
北条川 放水路	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
由良川	0k750 2k000	2.11	河川からの浸水はない	越流（右岸）（近地） 越流（右岸）（近地）
洗川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
八橋川	0k000～0k200	3.96	河川からの浸水はない	越流（遠地）
宇田川	0k000～0k700	2.29	河川からの浸水はない	越流（遠地）
佐陀川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
日野川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
加茂新川	0k000～0k200	2.99	河川からの浸水はない	越流（遠地）

【河川津波遡上の調査結果】※図表中赤丸は河口から距離標の位置を表す。

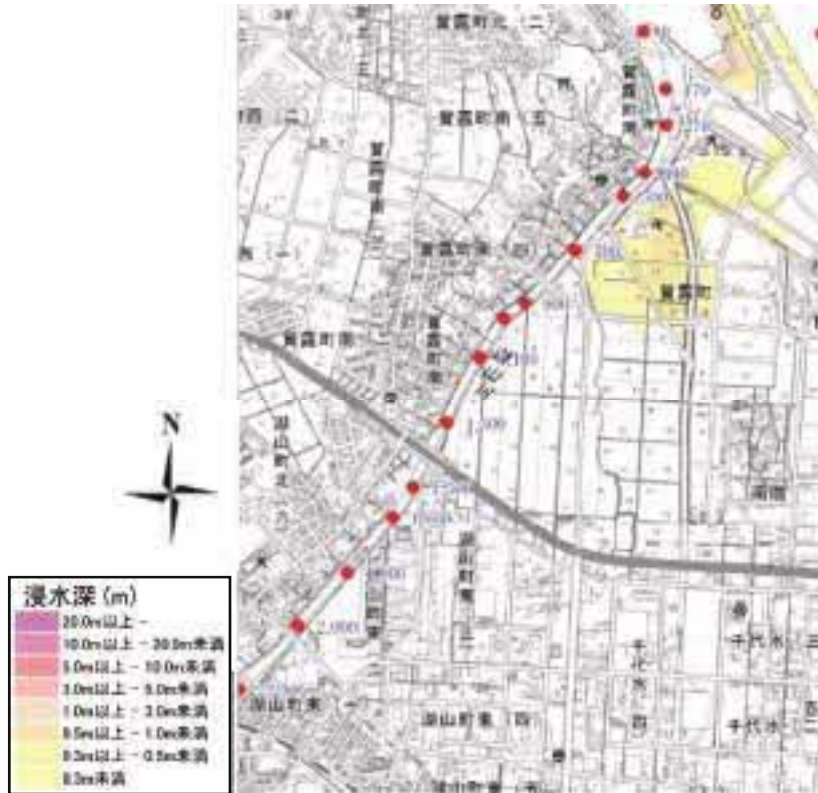
<蒲生川>



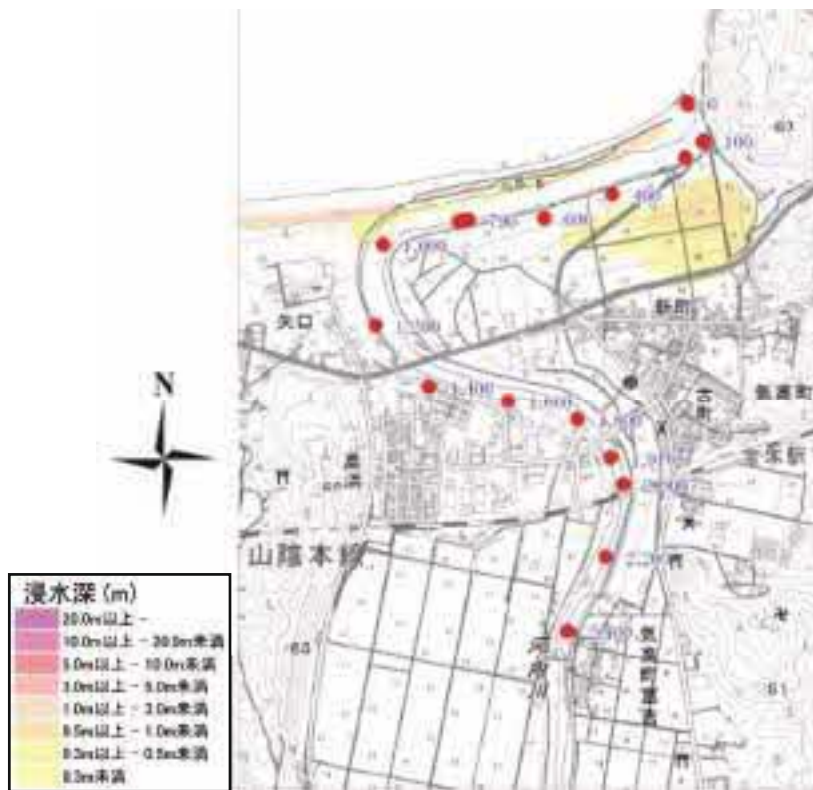
<塩見川>



<湖山川>



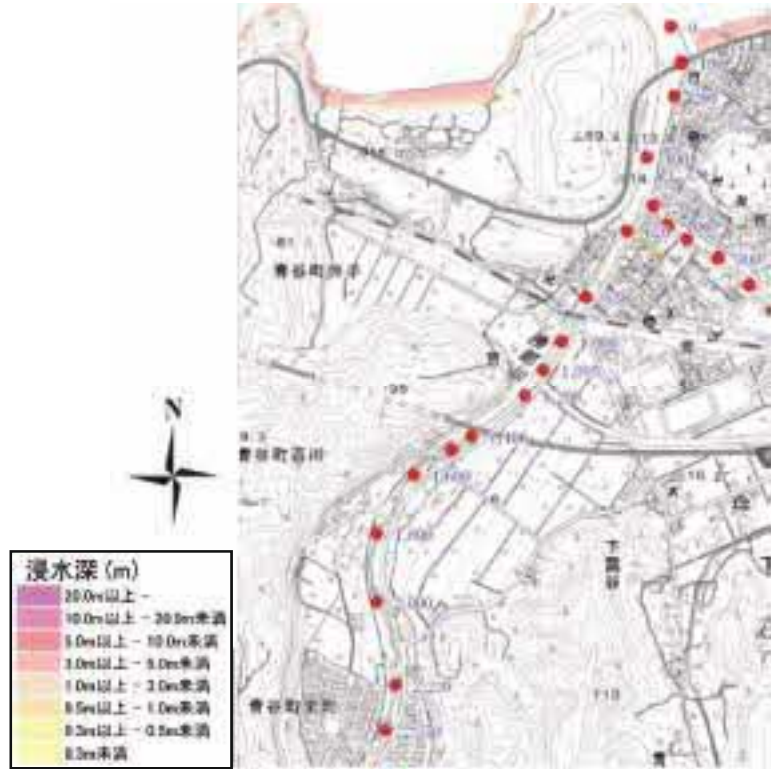
<河内川>



<浜村川>



<勝部川>



<橋津川>



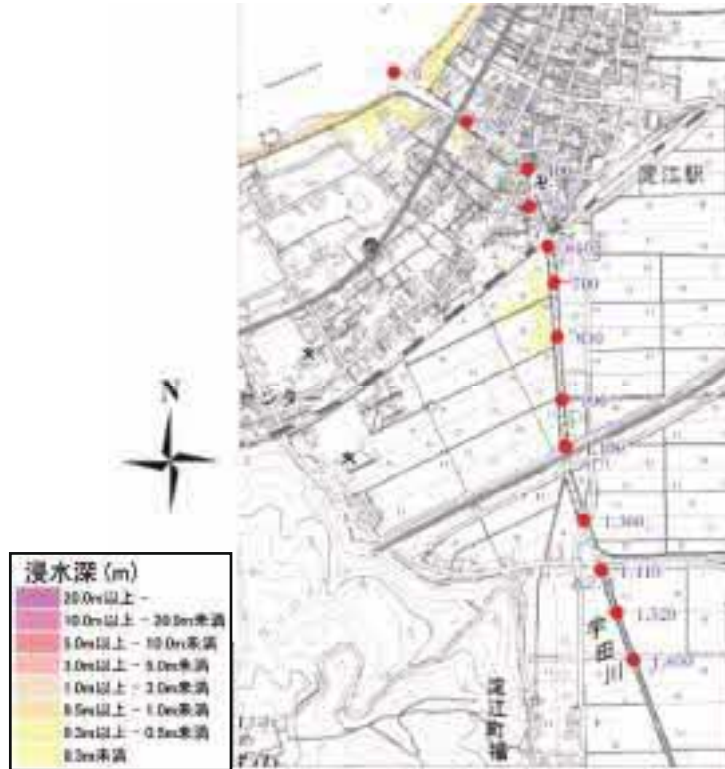
<由良川>



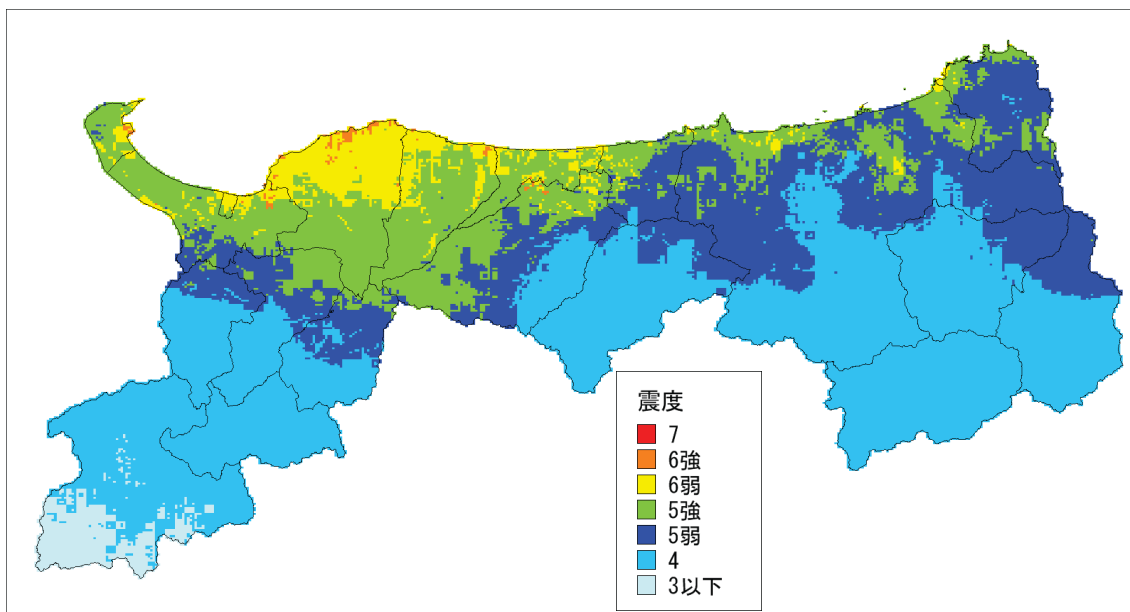
<八橋川>



<宇田川>



<加茂新川>



第2章 津波災害の予防

(大阪管区気象台、県危機管理局、県子育て・人財局、県県土整備部、県生活環境部、県教育委員会、警察本部、関係機関)

第1節 津波に対する備え

1 海岸保全施設整備事業、港湾及び漁港の改修事業等

県は、海岸保全区域について、津波等による被害を防止するため、人工リーフ（潜堤）、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤並びに緩傾斜護岸等の整備を行う。

また、港湾及び漁港管理者は、津波等による被害を軽減できる主な港湾及び漁港施設である外郭施設の防波堤、護岸等の整備を推進する。

2 津波の観測・予報体制の整備

気象庁が実施する津波の観測・予報体制の整備の概要は、以下のとおりである。

気象庁は、今後、引き続き、これらの観測・予報体制の整備及び津波警報等伝達の迅速化に努めるものとする。

- (1) 気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・規模の判定・来襲地域及び到達時間の予想を目的としている。
- (2) 地震が発生した場合には、気象庁本庁又は大阪管区気象台においてその震源諸要素が決定されるとともに、津波発生の有無の判定がなされる。
- (3) 津波の高さは、検潮装置等のある観測施設によって観測される。観測施設がない場所については建物に残された痕跡調査等によって推定できる場合がある。
- (4) 気象庁等の津波観測施設は岩美郡岩美町田後及び境港市境港にあり、検潮儀及び巨大津波観測計が設置され、テレメータ方式により気象庁本庁及び大阪管区気象台等で常時監視している。
- (5) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にはとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では <u>基本的に</u> 避難の必要はないが、 <u>海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある</u> 。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

					い。
--	--	--	--	--	----

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(6) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

<津波情報の種類と発表内容>

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

<最大波の観測値の発表内容>

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

<最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)>

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(7) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

<津波予報の発表基準と発表内容>

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2節 津波危険地域の把握、周知

1 津波危険地域の把握

沿岸市町村は、県が作成した波災害警戒区域（イエローゾーン）図及び津波浸水予測図等を参考に、津波が浸水する危険性の高い地域の建物数、人口（昼間、夜間）等の把握を行うものとする。その際、避難が困難な地域の把握も併せて行うものとする。

2 津波ハザードマップ等の作成

沿岸市町村は、県の波災害警戒区域（イエローゾーン）図及び津波浸水予測図に基づき、波災害警戒区域（イエローゾーン）、浸水想定区域及び浸水深、到達時間、情報伝達手段、避難経路、避難施設等を記載した津波ハザードマップを作成するとともに、標高看板を浸水想定区域に設置し、津波の危険性の高い地域の住民等に対して、広く危険性の周知を図るものとする。津波浸水想定の変更等があった場合は、津波ハザードマップの修正を検討する等、必要な措置を講ずるものとする。

なお、津波災害警戒区域（イエローゾーン）が指定されている市町村においては、津波防災地域づくり法の規定により津波ハザードマップの作成が義務となることに留意するとともに、作成にあたっては、住民の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。

第3節 津波避難体制の整備

1 津波避難計画の作成

(1) 県は、津波対策の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画（以下、「津波避難計画」という。）を定めるものとする。

なお、本県における当該計画は本編によるものとし、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成25年3月）による「市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針」を兼ねる。

(2) 沿岸市町村は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）及び津波ハザードマップを基に、津波避難対象地区を指定した上で、避難対象地区の自主防災組織等と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し周知徹底を図るものとする。津波避難計画は必ずしも独立した計画である必要はなく、市町村地域防災計画に下表の事項等を記載することで足りる。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成25年3月）の内容に留意することとする。

また、沿岸市町村は、自主防災組織等と連携し、津波ハザードマップを基に、避難誘導に有効な避難対象地区のより詳細な情報等を記載した防災マップの作成に努めるものとする。

<市町村の津波避難計画において定める必要がある事項>

定める事項	内容
○緊急避難場所等、避難路等	指定緊急避難場所・津波避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
○初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
○避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルールの確立、情報伝達手段の整備
○津波情報の収集、伝達	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等
○避難指示等の発出	避難指示等の発出の基準、手順、手段等
○津波対策の教育・啓発	津波避難計画・津波災害警戒区域・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
○避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
○その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策、要配慮者利用施設の避難対策

(3) 津波避難計画は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策に資するものとする。ただし、この範囲を超えて対策を定めることを妨げないものとする。

(4) 津波避難計画で想定する津波の規模及び被害想定は、当面の間、第1部第1章「計画的な津波対策の推進」第2節による被害想定によるものとする。ただし、これを上回る規模等を想定して対策を定めることを妨げないものとする。

(5) 沿岸市町村は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期的かつ継続的に津波避難計画の見直しを行うよう努める。

2 避難指示等の発出基準の設定及び周知

(1) 沿岸市町村は、鳥取県に津波警報等が発表された場合に発出すべき避難指示等の基準を定めるとともに、対象地域（集落）をあらかじめ定めておくものとする。（基準の設定については災害予防編（共通）第5部第1章「避難体制の整備」を参照。）

(2) 沿岸市町村は、避難指示等の対象地域の住民にこれらの基準及び津波発生時の避難場所についてあらかじめ周知しておくものとする。また、地震が発生した場合には、弱い地震であっても津波が到達する可能性があるため、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは沿岸付近に近づかないこと、安全な場所（高台、堅牢な建物等）に早急に避難すること、津波は繰り返し到達することがあるため、津波警報等が解除されるまでは避

難を続けること等を周知・徹底しておくものとする。

3 津波情報伝達体制等の初動体制の整備

- (1) 県及び沿岸市町村は、勤務時間外の場合も含め、大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定めるものとする。
- (2) 県（危機管理局）は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）・職員参集システム等を活用し、職員の早期参集体制を構築するとともに、あんしんトリピーメール、防災アプリ、緊急速報エリアメール等を活用した津波情報発信の体制を整備するものとする。その他、連絡・参集体制については災害応急対策編（共通）第2部第2章「配備及び動員」により、情報受信・伝達体制等については災害応急対策編（共通）第3部第2章「地震及び津波に関する情報の伝達」及び第3章「災害情報の収集及び伝達」による。
- (3) 沿岸市町村は、住民はもとより、観光客、海水浴客、ドライバー等、様々な環境下にある住民等に対して、津波警報や避難情報等を迅速、確実に伝達するため、あらゆる手段を活用した伝達体制を整備するものとする。伝達手段については、視聴覚障がい者や外国人等の様々な態様にある避難行動要支援者に確実に伝達されるよう配慮するものとする。

また、海岸や港湾管理者、水産事業者、観光協会、ライフセーバー等の関係機関と情報共有を行い、円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

<伝達手段の例示>

- 海岸線の防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備
- サイレン、津波フラッグ、広報車等の整備
- 緊急速報エリアメールの整備、テレビ・ラジオ等の割込放送
- 文字放送、多言語による放送等、避難行動要支援者の態様に応じた手段

4 情報収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、津波による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、市町村及び防災関係機関等との連絡が、相互に迅速・確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化や情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

5 避難所の指定、整備

- (1) 沿岸市町村は、津波災害に備え、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮し、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等の公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定するとともに、必要に応じて補修・補強等を行うものとする。（災害予防編（共通）第5部第2章「指定緊急避難場所・指定避難所の整備」参照）
やむを得ず、津波による被害の恐れのある場所を指定避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備、物資の備蓄等、必要な対策を行うものとする。
- (2) 沿岸市町村は、指定した避難所をホームページ、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、避難所案内表示板やライト等により夜間でも安全に誘導できる施設等の整備に努めるものとする。
- (3) 沿岸市町村は、指定避難所の非常用電源及び情報収集・伝達手段を確保するとともに、指定避難所又は近傍で食糧・水・常備薬・毛布等の備蓄に努めるものとする。
- (4) 県は、市町村が指定避難所として県有施設等を指定する場合は積極的に協力し、当該施設管理者は避難所開設の際に、資機材の搬入・配備等で市町村に協力するものとする。

6 津波避難ビルの指定等

沿岸市町村は、津波災害に備えた指定緊急避難場所の指定促進及び住民等への周知に努める。（災害予防編（共通）第5部第2章「指定緊急避難場所・指定避難所の整備」参照）

特に、津波発生から到達までの時間的猶予や、地形的条件等により、避難が特に困難と想定される地域に対して、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等を指定緊急避難場所として指定し、住民等に周知するものとする。

津波避難ビル等の指定にあたっては、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」（平成25年1月県生活環境部作成）等を参考に、構造的要件や位置的条件を十分勘案し、適切な構造物等を選定するものとする。

また、必要に応じて津波避難ビル等の指定緊急避難場所から指定避難所への2次避難の誘導方法をあらかじめ定めておくものとする。

7 避難路の指定、整備

沿岸市町村は、住民が徒歩で安全・確実に避難できるよう避難路等をあらかじめ指定し、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善、改修に努めるものとする。

また、地震によるブロック塀の倒壊や液状化等で避難路が使用できないことを想定し、できるだけ複数の避難路を選定することとする。

なお、被災状況によって想定していた避難路が通行不能となることが起こり得るため、時には臨機応変の対応が求められることを、津波避難訓練や住民説明会、防災教育等の機会を活用して住民へ周知するよう努める。

8 避難方法・避難誘導

- (1) 地震・津波発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、液状化等による道路の損傷、渋滞・交通事故等の発生

が予想されることから、津波発生時の避難は徒歩を原則とする。

ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合は、沿岸市町村は、警察等の関係機関と調整を図りながら、自動車で安全・迅速に避難できる方策を検討しておくこととする。

- (2) 沿岸市町村は、市町村職員、警察官、消防団員、水防団員等、避難誘導を行う関係者の安全を確保するため、津波到達時間内の防災体制や避難誘導に係る行動ルール等を策定するものとする。

<避難に使える時間の違いによる避難方法>

避難時間	避難方法
① 避難に時間がある場合 ・想定：佐渡島北方沖断層の波源 ・最大波の到達時間：最短 85 分程度 ・地震動：小さい ・浸水予測範囲：②より広い	・家族や地域の人々に声をかけながら、余裕を持って避難を開始する。 ・近くにある浸水予測範囲内の避難ビル等ではなく、浸水予測範囲外にある高所や避難所に避難する。 ・「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、避難行動要支援者及びその支援者は、時間的余裕はあるもの特に早めに避難する。 ・ラジオ等を携帯し、絶えず津波に関する最新の情報を確認する。
② 避難に時間がない場合 ・想定：鳥取沖 F55 断層の波源 ・最大波の到達時間：最短 7 分程度 ・地震動：大きい ・浸水予測範囲：①より狭い	・「津波でんでんこ」の教訓に基づき、自分の身は自分で守ることを優先して、各自が率先して近くの避難ビル又は高台に避難を行う。 ・避難を要する地域では、震度が大きく被害が発生している可能性がある。建物・ブロック塀等の倒壊、道路閉塞により、実質的に避難に使える時間がさらに減少することを考慮して、避難路・避難手段を選択する。 ・徒歩で避難することを原則とするが、「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、避難行動要支援者及びその支援者は、車で避難する（ただし、車による避難方法について事前に十分検討しておく必要がある）。

9 津波避難訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、住民、自主防災組織、避難施設の施設管理者等と連携し、津波発生を想定した訓練の実施に努めるものとする。

なお、夜間等の様々な条件に配慮した上で、訓練目的、被害想定等を具体的に設定し、訓練効果が得られるよう実践的な訓練となるよう工夫するとともに、訓練が効果的なものとなるよう、必要に応じて、デジタル技術の活用も検討する。

また、訓練で得られた成果を地域防災計画や避難計画等の見直しに反映させるものとする。

10 避難行動要支援者への対応

沿岸市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、支え愛マップづくり等による避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等を推進することとする。

11 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定推進

沿岸市町村は、津波防災地域づくり法に基づき避難確保計画の作成等が必要な津波災害警戒区域（イエローゾーン）内の要配慮者利用施設を各市町村の地域防災計画に位置付け、当該要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うとともに、必要な指導等を行うものとする。

12 帰宅困難者への対応

県及び市町村は、津波被害のため帰宅が困難となったり、移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止するため、帰宅困難者を支援するための対策を推進することとする。

13 観光客・一時滞在者への対応

沿岸市町村は、商用、観光、海水浴等の目的で一時的に滞在する者を適切に避難誘導するため、海岸や港湾管理者、観光協会等の関係機関の協力を得ながら、案内板の掲示等避難対策を推進するものとする。

14 水門等の閉鎖体制整備

主要な水門等の管理者は、津波発生時の情報伝達体制や津波到達時間内に水門閉鎖を行う操作員が行う作業のルール等を策定し、操作員の安全を確保するものとする。また、遠隔閉鎖体制の整備を合わせて行うものとする。

第4節 津波に関する知識の普及啓発

1 防災思想の普及啓発

県及び市町村は、自らの身の安全は自らが守るのが防災・減災の基本であることを踏まえて、津波災害に限らず災害時の「自助・共助」の重要性について、防災訓練、防災講習会等の機会や、広報誌、パンフレット配布、

テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等での情報発信等、あらゆる機会を通じて普及啓発を図ることとする。

<普及啓発の内容（一例）>

- 住民は平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動すること。
- 災害時には、近隣の負傷者や高齢者、身障者等の要配慮者を助けること。
- 避難所では自ら活動すること。
- 国や地方公共団体が行っている防災活動に協力すること。

2 職員に対する研修

県、市町村及び防災関係機関等は、災害時における適切な判断力等を養成し、津波発生時の円滑な災害応急対策を実施するため、定期的に防災訓練、防災講演会・講習会等を開催し、職員に対して必要な知識の習得や防災対応能力の向上を図るよう努めるものとする。

3 住民に対する普及啓発

- (1) 県及び沿岸市町村は、津波浸水予測図や津波ハザードマップ等により、津波の浸水が予測される地域を住民に広く周知する。
- (2) 県及び市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、防災週間や津波防災の日（11月5日）等の防災関連行事等を通じて、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用して、津波シミュレーション結果等を示した上で、津波警報や避難指示等の意味や津波に対する注意事項（下記注意事項を参照）等の情報を発信し、地震・津波発生時において、住民が的確に行動できるよう正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

【津波に対する注意事項】

(1) 一般住民に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで避難行動を継続する。
※ 津波の到達予想時刻を経過した場合であっても、沿岸部や津波が遡上するおそれのある河川には決して近づかず、引き続き安全な場所での避難行動を継続する。
- カ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

(2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。
- イ 航行船舶がラジオ、テレビ、無線情報などで地震・津波情報を入手した場合は、水深の深い海域に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- エ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外退避する。
- オ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで避難行動を継続する。
※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。
- キ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

4 事業所等に対する普及啓発

県及び市町村は、災害時等において事業者が適切な行動をとれるよう、事業所に対して広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用した情報発信や防災講習会の開催等により、津波災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

また、災害時の事業所の果たす役割は重要であることから、事業者は、災害時に重要事業を継続するための事業継続計画（BCP）を、県や関係機関等と連携し計画的に策定する。

5 自動車運転手等に対する普及啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所への指導を通じ、地震・津波発生時に自動車運転手がとるべき行動等に関する普及啓発に努めるものとする。

6 学校における防災教育

- (1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、学識経験者等による講義や防災に関する手引等を活用して、津波災害等の基礎知識や地震・津波発生時の適切な行動等について、児童生徒等に教育を行うこととする。

なお、教育を実施する際は、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた内容に配慮し、旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、沿岸市町村以外の学校も広く津波防災教育に努めることとする。

また、地域の自主防災組織等が実施する避難訓練等へ参加し、地域と一体となった取り組みに努めるものとする。

(2) 教職員に対する教育

学校は、津波等の災害発生時に教職員が適切に行動するため、防災教材等を活用して、教職員が災害時にとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当や災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図ることとする。

7 災害情報の提供、災害教訓の伝承

県及び市町村は、津波災害情報を記録しホームページ等で公開する。

また、過去に発生した大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、津波災害に関する調査分析や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努めるものとする。

※参考：鳥取県津波対策検討委員会(H24.3)で検討した避難対策のとりまとめ

◆市町村が実施可能な津波避難対策（ソフト対策）

東日本大震災等の教訓及び津波避難対策の先進事例等から、市町村が実施可能な津波避難対策を取りまとめた。

(1) 公助（市町村主体）

- ① 地域防災計画の見直し
- ② 津波避難計画の作成
- ③ 水門、樋門、陸閘（陸閘は鳥取県に存在しない）の運用方法の点検
 - － 津波時を想定した運用方法
- ④ 協定の締結
 - － 避難ビル等の指定に関する協定
- ⑤ 予備電源や輻輳対応などバックアップ手段の確保
 - － 防災行政無線や発電機等の設置状況の確認等
- ⑥ 防災事務に従事する者の安全確保
 - － 消防団も含む行政職員の行動マニュアル整備
- ⑦ 行政職員による日頃の支援
 - － 避難行動要支援者への連絡、地域の避難訓練への参加、地域担当職の配置など
- ⑧ 災害対策本部の代替設置場所検討
- ⑨ 住民が切迫性を理解し、自主的・自発的に避難する周知・伝達内容のあり方
 - － 標高看板の設置など
- ⑩ 被災の状況に柔軟に対応した、避難情報の伝達方法
 - － 避難警報・注意報伝達内容の検討など
- ⑪ 想定を超える事態への対応
 - － 津波ハザードマップ作成時、標高看板設置時の記載内容の検討など
- ⑫ 防災教育、児童・生徒の安全確保
 - － 学校における児童の避難方法、家族等への受渡し方法の検討
- ⑬ 多様な情報伝達手段の確保
 - － J-ALERTによる伝達、防災行政無線の拡充や防災ラジオの配備、要配慮者に対する伝達システム整備等
- ⑭ 次代への防災情報の継承
 - － 過去の地震・津波情報の発掘、文献・古老・調査研究等の収集
- ⑮ 観光客に対する避難対策
- ⑯ 防災教育の充実

(2) 自助・共助（地域・家庭の取組み）支援

- ① 実践的な防災訓練
 - － 冬季や夜間も想定した避難訓練、地震による家屋・道路被害等も考慮した訓練など
- ② 防災啓発
 - － 津波浸水予測地図、避難計画の公開など
- ③ 避難行動要支援者対策
 - － 避難者名簿の作成、個別の避難支援プランの作成
- ④ 地域住民が主体となった防災活動
 - － 自治会・町内会や自主防災組織による地域の防災マップ、避難計画作成の支援

- ⑤ 一時避難場所、避難経路の再確認、整備
- ⑥ 地域に応じた適切な避難方法の検討（車・徒歩）
 - － 地域特性（避難行動要支援者の多少、道路状況、高所までの距離等）に応じた避難方法

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき沿岸市町村が市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 津波危険地域の把握、周知
 - (1) 津波災害警戒区域の指定状況及び津波危険地域の把握、津波ハザードマップの作成及び周知
- 2 津波避難体制の整備
 - (1) 避難指示の発出基準の設定及び周知
 - (2) 津波情報伝達体制、大津波警報の住民への周知の措置、情報収集・連絡体制、避難所、避難路の整備
 - (3) 避難所、津波避難ビル、避難路の指定
 - (4) 津波避難計画（避難方法・避難誘導、避難行動要支援者、帰宅困難者）の作成
 - (5) 津波避難訓練の実施
 - (6) 避難行動要支援者への対応
 - (7) 避難確保計画の作成等が必要な要配慮者利用施設
 - (8) 帰宅困難者への対応
- 3 津波に関する知識の普及啓発
 - (1) 防災思想の普及啓発
 - (2) 職員に対する研修
 - (3) 住民、事業所等に対する普及啓発
 - (4) 災害情報の提供、災害教訓の伝承

第3章 津波防災地域づくりに関する法律への対応

(県危機管理局、県生活環境部、県県土整備部、関係機関)

1 対応方針

県及び市町村は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が、平成23年12月27日に施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

2 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも、「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設等も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員させる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点を含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

3 津波浸水想定の設定

県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、津波浸水想定（津波により浸水する恐れのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表している。

4 推進計画の策定

市町村は、3で設定する津波浸水想定を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

5 推進計画区域内の特例措置の検討

県は、4で定める推進計画区域内における、津波防災住宅等建設区の創設、津波避難建築物の容積率規制の緩和、都道府県による集団移転促進事業計画の作成等の特例措置について検討するものとする。

6 津波防護施設等の整備

県及び市町村は、推進計画区域内における津波防護施設の整備等を検討するものとする。

7 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定を踏まえて、基本指針等に基づき、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の指定を検討するものとする。

【津波防災地域づくりに関する法律の概要】

出典：国土交通省ホームページ

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める。

施策の背景

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興にあたっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある。また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設する必要がある。

このため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進する

概要

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の容積率規制の緩和

都道府県による集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
 ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。